

子育て世帯・学生の皆さんを応援します

# かつやまっ子 元気応援 臨時給付金

# 学生応援 臨時特別 給付金

福祉児童課  
(すこやか内)  
☎87-0777



詳細は  
こちら

教育委員会事務局  
(教育会館2階)  
☎88-8111



詳細は  
こちら

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化による原油価格や物価の高騰などに直面している子育て世帯や学生の皆さんの生活を応援するために、臨時の給付金を支給します。

## かつやまっ子元気応援 臨時給付金

## 学生応援 臨時特別給付金

給付金額	対象者1人あたり 6万円	
対象年齢	平成16年4月2日から 令和5年3月31日までに生まれた児童	平成16年4月1日以前に生まれた方
給付金の対象者	下記①から④のいずれかに当てはまる児童の保護者 ①6月23日現在、本市に住民登録がある児童 ②令和4年6月24日以降に生まれ、本市に住民登録がある新生児 ③市内の親元を離れ、市外に在住している中学生、高校生 ④令和5年3月31日までに本市に転入している児童(市内に定住し、市内の保育園、学校などに在学(見込みを含む)する場合など) ※両親などの所得制限はありません ※その他詳しい要件についてはホームページをご覧ください	下記①②の両方に当てはまる方 ①現在、大学院、大学、短期大学、高等専門学校(4、5年生)、専修(専門)学校、予備校生、浪人生、高校生(定時制、通信制含む)に在学している方 ②両親など扶養者が市内に住民登録がある方 ※両親など扶養者の所得制限はありません ※定職している場合は対象外です(定時制の高校に通う生徒は除く) ※その他詳しい要件についてはホームページをご覧ください
給付金の支給方法	上記①の対象者は、申請の必要は無く、過去の給付金の口座情報を利用して、8月上旬(予定)に振り込みます。 上記②、④の対象者は、令和5年4月14日まで、上記③の対象者は、令和5年2月28日までに申請書および必要書類を福祉児童課まで提出してください。審査後、支給決定の可否を通知します。 ※申請書は市公式ホームページのほか、福祉児童課にあります	令和5年2月28日までに申請書および必要書類を郵送または教育委員会事務局窓口まで提出してください。書類等審査後、申請者(対象者)名義の口座へ振り込みます。給付時期についてはホームページをご覧ください。 ※申請書は市公式ホームページのほか、教育委員会事務局にあります

### ひとり親世帯以外への支援

## 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価の高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活支援を行うことを目的に「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を支給します。

給付額▼児童1人あたり5万円  
申請期間▼令和5年2月28日(火)  
申請場所▼すこやか  
準備物▼本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し、申請者の世帯の状況や対象児童との関係が確認できる書類(戸籍謄本等)、給付金を申請される方(およびその配偶者等)の令和4年1月以降の収入が分かるもの(給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類等)など

福祉児童課  
(すこやか内)  
☎87-0777



### ▶ 給付金支給対象者

下記①②の両方に当てはまる方

- ① 令和4年3月末時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など
  - ② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方 または  
令和4年1月1日以降に「家計が急変」し、住民税非課税相当の収入となった方
- ※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給していないこと  
※「家計が急変」とは新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を言います

### ▶ 給付金の支給手続き

**A** 令和4年4月～令和5年3月までのいずれかの**児童手当又は特別児童扶養手当**が支給される方で、令和4年度分の**住民税均等割が非課税の方**

- ※ 給付金は、**申請が不要**で受け取れます。(該当する方は、市より通知します)
- ※ 児童手当の支給対象児童及び、その18歳年度末までの兄・姉(高校生等)である児童も対象となります
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます

**B** 上記A以外の方(高校生のみ養育している方、「家計が急変」した方等)

- ※ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です
- ※ 令和4年の収入見込み額が、右図の年間収入限度額以下(住民税非課税相当)である場合に給付金交付対象となります  
詳細については、福祉児童課にご相談ください
- ※ 申請書は、すこやか窓口で配布するとともに、市ホームページでもダウンロードできます  
申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともにすこやか窓口へ直接ご提出をお願いします

参考 年間収入限度額(非課税相当)

世帯の人数	年間収入限度額
2人(例夫(婦)、子1人)	137.8万円
3人(例夫婦、子1人)	168.0万円
4人(例夫婦、子2人)	209.7万円
5人(例夫婦、子3人)	249.7万円
6人(例夫婦、子4人)	289.7万円

※世帯の人数は、以下の合計人数です  
・申請者本人  
・同一生計配偶者(年間収入金額103万円以下の者)  
・扶養親族(16歳未満の者も含む)